⑽　沖縄防衛局　受付窓口　沖縄防衛局総務部契約課契約審査第１係（〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　電話098―921―8142）
mail:keiyakuka4-ok@ext.okinawa.rdb.mod.gp.jp
管轄区域　沖縄県

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度を有効期間とする独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の所掌する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規定する工事及びこれらに付帯する工事並びに鉄骨及び鉄けた等の製作をいう。以下同じ。）及び役務（調査、設計、測量等をいう。以下同じ。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和６年10月１日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長　藤田　耕三

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　14

１　工事種類

工事の工事種類は、次の①から⑨までに掲げるものとする。

①　土木工事：土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
②　建築工事：建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、鋼構造物工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事
③　鉄骨鉄けた工事：鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
④　軌道工事：土木一式工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、機械器具設置工事
⑤　プレストレストコンクリート工事：土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事
⑥　電気工事：電気工事、電気通信工事、消防施設工事、鋼構造物工事
⑦　暖冷房衛生設備工事：管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事
⑧　機械設備工事：機械器具設置工事、鋼構造物工事
⑨　その他工事：大工工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、造園工事、さく井工事、清掃施設工事

〔注〕各工事種類の右に掲げるものは、各工事種類に対応する建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

２　業種区分

役務の業種区分は、次の①から⑤までに掲げるものとする。

①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

３　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「定期審査」という。）にあっては、工事の申請者はインターネットの使用により、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、ホームページアドレス（https://www.pqr.mlit.go.jp/）へアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

また、役務の申請者はインターネットの使用により、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に、ホームページアドレス（https://www.pqrc.mlit.go.jp）へアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

ただし、９⑷①から⑥に掲げる場合の申請及び９⑸に掲げる場合の申請については、令和６年12月２日から令和７年１月15日まで（当日消印有効）の間に、次の提出場所に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）するものとする。

提出場所　〒231―8315 神奈川県横浜市中区本町６―50―１（横浜アイランドタワー）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　建設企画部工事契約課（電話045―222―9041）

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査（以下「随時審査」という。）にあっては、令和７年３月３日以降随時に、⑴に掲げる提出場所において郵送により申請を受け付ける。

４　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　郵送による申請者は、ホームページアドレス（https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/resistration.html）へアクセスして「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）を、取得するものとする。
②　インターネットの使用による工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和６年11月１日から令和７年１月15日までの間に得るものとする。
③　インターネットの使用による役務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和６年11月１日から令和６年12月27日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和６年11月１日から令和７年１月15日までの間に得るものとする。

ただし、パスワードの請求に当たっては、３⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（役務に係る添付書類）の③から⑥までに掲げる書類を添付し別記１に掲げる送付先に郵送するものとする（⑥に掲げる書類については、郵送に代えて３⑴に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする。）。

［注］定期審査にあっては、申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（以下「建設関連業システム」という。）に登録され、定期審査を行う内容が建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は⑵（役務に係る添付書類）④及び⑤に掲げる書類を省略することができる。

⑵　申請書の提出方法

申請者は、郵送により申請書を提出するときは、申請書に必要な書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

インターネットの使用による工事の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

インターネットの使用による役務の申請者は、３⑴に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴③により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

（工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し
③　業態調書
④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し
⑤　申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項について算定した点数の調整を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類
⑥　納税証明書の写し
⑦　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合又は企業組合であって、令和４年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
⑧　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

［注］申請者が事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の④及び⑥に掲げる書類及び６（工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、当該事業協同組合の役員名簿並びに組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。